

【改正後全文】

厚生労働省発障第1218002号
平成19年12月18日
一部改正 厚生労働省発障第0229001号
平成20年 2月29日
一部改正 厚生労働省発障第1114001号
平成20年11月14日
一部改正 厚生労働省発障0817第4号
平成21年8月17日
一部改正 厚生労働省発障0128第6号
平成22年1月28日
一部改正 厚生労働省発障0428第10号
平成22年4月28日
一部改正 厚生労働省発障0330第5号
平成23年3月30日
一部改正 厚生労働省発障0820第1号
平成24年8月20日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働事務次官

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

- 1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚 生 省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - （1） 「指定医療機関」とは、法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。
 - （2） 「障害児通所支援事業所」とは、法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
 - （3） 「障害児相談支援事業所」とは、法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
 - （4） 「障害児入所施設」とは、法第42条に規定する障害児入所施設をいう。
 - （5） 「福祉型障害児入所施設」とは、法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
 - （6） 「医療型障害児入所施設」とは、法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。
 - （7） 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（指定医療機関については、委

託後の治療等に要する費用とする。)をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

障害児入所施設及び指定医療機関を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児入所施設及び指定医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

エ 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

介護保険サービスと比べた障害児入所施設の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進める障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第21条の6に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。）が行う行政処分に要する費用をいう。
- (9) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下(10)において同じ。）以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (10) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童、法第31条に規定する保護期間の延長を認めた者及び市町村が法第21条の6に規定する措置をとった児童をいう。
- (11) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5の(1)のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (12) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計して得た額等であつて、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (13) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校

(特別支援学校の小学部を含む。)及び中学校(特別支援学校の中学部を含む。)をいう。

(14) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九—四九(地域手当)(平成18年2月1日人事院規則九—四九)別表第一(以下「級地区分表」という。)の支給割合が一級地とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が二級地とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が三級地とされている地域並びに東京都のうち東久留米市とする。

エ 「4級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町とする。

オ 「5級地」とは、東京都のうち、東大和市並びに大阪府のうち松原市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、川口市のうち旧鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

キ 「7級地」とは、級地区分表及び附則別表第一の支給割合が六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市とする。

ク 「その他」とは、アからキ以外の地域とする。

(15) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。)に要した費用(入所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。)をいう。

なお、平成24年3月31日までに提供された指定施設支援に要した費用にかかる「指定施設支援費用基準額」の取扱いについては、なお従前の例による。

(16) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。)及び基準該当通所支援(法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。)に要した費用(通所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。)をいう。

なお、平成24年3月31日までに提供された指定施設支援に要した費用にかかる「指定施設支援費用基準額」の取扱いについては、なお従前の例による。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)

イ やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村(特別区及び地方自治法第284条第1項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市をのぞく。以下同じ)が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要な費用。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第24条の2に規定する障害児入所給付費、法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費又は法第24条の20に規定する障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給をした場合における法第50条第6号の4に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用

イ 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費又は法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費(以下「障害児通所給付費等」という。)の支給をした場合における法第51条第1号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用

ウ 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費及び法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費(以下「障害児相談支援給付費等」という。)の支給をした場合における法第51条第6号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

エ 旧障害児施設給付費等

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)第4条による改正前の児童福祉法(以下「旧法」という。)第24条の2に規定する障害児施設給付費、旧法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費又は旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費(平成24年3月31日までに提供されたものに限る。)に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 基本額

(ア) 障害児入所措置費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び指定医療機関に対する各月の支弁額の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。)から当該年度におけるオに定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。

① 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額(福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇特別加算費を除く。以下②において同じ。)に「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)(以下「処遇改善事務処理手順」という。)に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

② 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇

改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善特別加算率を乗じて得た額とする。

(イ) やむを得ない事由による措置費

次に掲げる額の合計額を基本額として負担するものであること。

① 「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援に限る。）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除した額とする。

② 障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、食事の提供が行われた場合、1日につき650円算定する。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談所 設置市	市町村	国
障害児入所施設の措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施	1 / 4	1 / 4		1 / 2

		設等			
--	--	----	--	--	--

ウ 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表7の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその障害児入所施設及び指定医療機関の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の使途

障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (ア) 別表の第1欄に掲げる費目
- (イ) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (ウ) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (ア) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (イ) 5の(1)のアの(ア)の①のとおり
- (ウ) 5の(1)のアの(ア)の②のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

オ 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童単位の、別表4の各月初日（月の途中で入所した措置児童についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(ア) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式（1）により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式（2）によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式（1）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式（2）においても同じ。）＋事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算 式（２）

〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数〕 × その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

- (イ) 医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置費の各月のその措置児童 1 人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額（その措置児童等の在籍日数が 1 か月未満であるときの事業費の各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式（２）に準じて算定した額。）の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表 3 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、この国庫負担金については、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 4、法第 51 条第 1 号及び第 6 号、法第 53 条及び旧法第 50 条第 6 号の 4 並びに旧法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2

障害児通所 給付費等	指定都市、児 童相談所設置 市及び市町村	都道府県立施 設、市町村立 施設及び社会 福祉法人立施 設等	1 / 4	1 / 4	1 / 2
障害児相談 支援給付費 等	指定都市、児 童相談所設置 市及び市町村	都道府県立施 設、市町村立 施設及び社会 福祉法人立施 設等	1 / 4	1 / 4	1 / 2
旧障害児施 設給付費等	都道府県、指 定都市及び児 童相談所設置 市	都道府県立施 設、市町村立 施設及び社会 福祉法人立施 設等	1 / 2	—	1 / 2

ウ 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具に

については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長(4の(1)のイ、(2)のイ及びウの事業に限る。以下12において同じ。)は別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 都道府県知事は、8(2)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等及び旧障害児施設給付費等を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。
- (3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これを取りまとめのうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(国庫負担金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等及び旧障害児施設給付費等を除く。）について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(国庫負担金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金（やむを得ない事由による措置費を除く。）における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合 1 円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費及び障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 6 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 5 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 5 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、看護師配置加算分保護単価、児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。）
4 指導員特別加算分	主として盲児又はろうあ児を入所させる	別表 5 の事務費の保護単価表

保護単価	福祉型障害児入所施設の場合	の2加算分保護単価の(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 看護師配置加算費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5) 看護師配置加算分保護単価
8 児童発達支援管理責任者専任加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表6及び7のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が専任で配置されている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6) 児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価
9 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7) 小規模グループケア加算分保護単価

(2) 生 活 費 諸 費	ア 一 般 生 活 費	福祉型障害 児入所施設 の措置児童	その児童 の給食に 要する材 料費等及 び日常生 活に必要な 経常的 諸経費	<p>(1) 福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $47,340円 \times \text{その月の初日の措置児童数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価 \times その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>重度加算費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,810円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,810円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>44,990円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>53,960円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>40,700円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>48,850円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">56,140円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	46,810円	30%加算分	56,140円	自閉症児	25%加算分	46,810円	30%加算分	56,140円	盲児	25%加算分	44,990円	30%加算分	53,960円	ろうあ児	25%加算分	40,700円	30%加算分	48,850円	肢体不自由児	56,140円	
	障害種別	月額																												
	知的障害児	25%加算分	46,810円																											
30%加算分		56,140円																												
自閉症児	25%加算分	46,810円																												
	30%加算分	56,140円																												
盲児	25%加算分	44,990円																												
	30%加算分	53,960円																												
ろうあ児	25%加算分	40,700円																												
	30%加算分	48,850円																												
肢体不自由児	56,140円																													
イ 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	福祉型障害 児入所施設 の措置児童 等であつ て、別に定 める基準に より重度障 害児と認定 されたもの	その児童 の監護及 び日常諸 経費等																												
ウ 強	主として知 的障害児又	その児童 の監護及	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価</p>																											

度 行 動 障 害 特 別 処 遇 加 算 費	は自閉症児 を入所させ る福祉型障 害児入所施 設の措置児 童であつて、別に定 める基準に より指定を 受けた施設 の強度行動 障害児	び日常諸 経費等	223,590円×その月初日の別に定める基準による 強度行動障害児数	
工 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費 の対象児童 等であつて、別に定 める基準に より重度重 複障害児と 認定された もの	その児童 の監護及 び日常諸 経費等	算 式 (4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価 31,700円×その月初日の別に定める基準による 重度重複障害児数	
才 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	障害児入所 施設及び指 定医療機関 に入所する 措置児童で あって、別 に定める基 準により虐 待を受けて いたものと 認定された 児童	その児童 の監護及 び日常諸 経費等	算 式 (5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円× その月初日の別に定める基準による被虐待児数	
(3)	ア	主として肢 体不自由児	施設の運 営に必要	次の算式(1)から(9)により算定した額の合 算額。

肢
点
体
数
分
不
自
由
児
基
本
分
措
置
費

を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童

な事務費及び生活諸経費

算式(1)

ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

イ アに該当しない措置児童については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
A欄	基本分	円 26,610	円 25,920	円 25,320	円 24,660	円 24,020

B欄	加算分	2,320	2,250	2,210	2,130	2,070
	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本分	円 23,360	円 23,120	円 22,950	円 22,680	円 22,510
B欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
	措置児童数	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
A欄	基本分	円 22,330	円 22,170	円 22,060	円 21,950	円 21,870
B欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
	措置児童数	191人から200人まで	201人以上			
A欄	基本分	円 21,740	円 21,680			
B欄	加算分	1,910	1,880			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものである。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,160円	1,770円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数

算式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,510円×その月初日の措置児童数

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支

				<p>援管理責任者を専任で配置した場合に限る。</p> <p>算式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価 72,960円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 点数分以外の分	(ア) 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p>
(4) 肢 体 不 自	主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関の措置児童			施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数</p>

由
児
療
育
費

算式(3) (保育士等加算費分)

保育士等加算費月額保護単価 20,160円×その
月初日の措置児童数

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の
算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価20,160円
×その月初日の措置乳幼児数

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第
4条第1号及び第2号に規定する「乳児」
及び「幼児」を総称したものとす。

算式(4)

(重度障害児支援加算費分)

重度障害児支援加算費月額保護単価56,140円
×その月初日の措置児童数(すべての措置児を
重度肢体不自由児棟に入所されているものとみ
なす。)

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月
初日の措置児童数

算式(6)

特別訓練費月額保護単価 800円×その月初日
において15歳をこえた児童であって、教育費又
は、特別育成費を支弁されない措置児童数

算式(7) (被虐待児受入加算費分)

被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円×
その月初日の別に定める基準による被虐待児数

算式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護
単価7,510円×その月初日の措置児童数

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支
援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

算式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単価

			<p>72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>						
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>						
自閉症児基本分措置			<p>保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">41人</td> <td style="width: 25%;">51人</td> <td style="width: 25%;">61人</td> <td style="width: 25%;">71人</td> </tr> </table>			41人	51人	61人	71人
		41人	51人	61人	71人				

費

措置児童数		40人 まで	から 50人 まで	から 60人 まで	から 70人 まで	から 80人 まで
A 欄	基本分	円 70,860	円 69,900	円 68,860	円 67,840	円 66,810
B 欄	加算分	6,280	6,210	6,090	6,020	5,910
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本分	円 66,430	円 66,120	円 65,780	円 65,390	
B 欄	加算分	5,890	5,880	5,830	5,800	

算式(4) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

算式(5) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円 × その月初日の措置児童数

算式(6) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童1人当たり)

区分	保護単価 (月額)
25%加算分	46,810円

			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">30%加算分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">56,140円</td> </tr> </table> <p>算式(7)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価(40人以下施設) 930円×その月初日の措置児童数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(8) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,510円×その月初日の措置児童数 ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。</p> <p>算式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。</p>	30%加算分	56,140円
30%加算分	56,140円				
(6) 重 症	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>(1) 次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところによる。</p>		

心
身
障
害
児
療
育
費

ろに準じて算定した額

算 式(2) (指導費分)

指導費月額保護単価 230,050円×その月初日の措置児童数

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数 (指定医療機関に入所させる場合は除く。)

算 式(5) (療育訓練費分)

療育訓練費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数
各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,510円×その月初日の措置児童数
ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

算 式(8)

小規模グループケア加算分月額保護単価 72,960円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数

(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育

成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。

(7) 障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。

次に掲げる経費
 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代
 (2)教材代
 (3)通学のための交通費
 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等

次の算式(1)によって算定した額。
 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。
 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。

算式(1)
 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数

教育費保護単価表(措置児童1人当たり)

学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
保護単価(月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180

算式(2)
 その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額

算式(3)
 その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合

費

			<p>に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 59,400円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p>						
(8) 学 校 給 食 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校の学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額						
(9) 見 学 旅 行 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常「修学旅行」をいう。)に参加する	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円
学年別	保護単価 (年額)								
小学校第6学年	20,600円								
中学校第3学年	55,900円								

	もの。		<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </table>	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円				
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円								
(10) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年進学児童	46,100円								
(11) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								

		<p>学用品費等の教科学習費、通学費等</p> <p>(2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等</p>	<p>算式(2)</p> <p>特別加算費年額保護単価 59,400円 × 高等学校第1学年入学措置児童数</p>
<p>(12)</p> <p>夏季等特別行事費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>夏季等特別行事費 1件当たり保護単価3,000円 × 夏季等特別行事参加措置児童数</p>
<p>(13)</p> <p>期末一時</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童</p>	<p>その児童の年末における被服等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 × 12月初日の措置児童数</p>

扶助費			
(14) 医療費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるものの。	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>
(15) 職業補導費	障害児入所施設の措置児童（重症心身障害児を除く。）であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 （1）その児童の交通費 （2）その児童に係る教科書代等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式（1）</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費</p> <p>算式（2）</p> <p>職業補導費月額保護単価 4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数</p>
(16) 児童用	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式</p> <p>次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童数</p>

採
暖
費

児童用採暖費保護単価表（措置児童 1 人当たり）

施設種別 地別	級	5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域
福祉型障害児入所施設		円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260

(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。

(17)
就
職
支
度
費

障害児入所施設の措置児童（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。

(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費
(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等

次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。

算式(1)

就職支度費 1 件当たり保護単価 79,000円 × その月の就職による措置解除児童数

算式(2)

就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価137,510円 × その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数

(18)
葬
祭
費

障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）

その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のため

次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえる場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえる額を、それぞれ加算する。

		めに必要な経費	算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 153,900円 × 死亡児数
--	--	---------	--------------------------------------

別表 3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(5) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(6) 特例障害児通所給付費	法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の4の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(7)	法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付	児童福祉法施行令第25条の5の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の

高額障害児通所給付費	費の支給に要した費用	支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(8) 肢体不自由児通所医療費	法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第21条の5の28の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の30に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(9) 障害児相談支援給付費	法第24条の26に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第24条の26の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(10) 特例障害児相談支援給付費	法第24条の27に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用	法第21条の27の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(11) 旧障害児施設給付費	旧法第24条の2に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	旧法第24条の2の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(12) 旧高額障害児施設給付費	旧法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(13) 旧特定入所障害児食費等給付費	旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(14)	旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支	旧法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条

旧障害児施設 医療費	給に要した費用	の22に基づき給付を行わないとした額を 控除して得た額（その費用のための寄付 金その他の収入があるときは、当該収入 の額を控除した額）
---------------	---------	--

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500
C 2	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割の額がある世帯	6,600
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 15,000円以下	9,000
D 2	15,001円から40,000円まで	13,500
D 3	40,001円から70,000円まで	18,700
D 4	70,001円から183,000円まで	29,000

D 5	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）
D 6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）
D 7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）
D 8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。）
D 9	1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。）
D 10	2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円をこえるときは122,500円とする。）

る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定医療機関(入所に限る。)をいう。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
 - ② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表5 障害児入所施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	249,050	244,020	239,030	236,400	232,910	229,470	224,250	218,990
31～40	209,810	205,560	201,320	199,130	196,200	193,240	188,860	184,450
41～50	188,850	185,050	181,220	179,240	176,600	173,920	169,930	165,920
51～60	182,610	178,860	175,140	173,200	170,560	167,970	164,120	160,190
61～70	176,360	172,720	169,110	167,250	164,680	162,150	158,420	154,640
71～80	168,200	164,740	161,280	159,410	157,010	154,580	151,030	147,420
81～90	164,000	160,610	157,200	155,450	153,110	150,730	147,230	143,680
91～100	157,920	154,630	151,350	149,630	147,340	145,040	141,670	138,210
101～110	157,040	153,780	150,510	148,840	146,540	144,250	140,890	137,490
111～120	156,250	153,000	149,780	148,070	145,780	143,530	140,180	136,790
121～130	155,480	152,230	149,030	147,300	145,050	142,810	139,440	136,080
131～140	154,660	151,440	148,240	146,550	144,290	142,070	138,710	135,340
141～150	153,850	150,670	147,460	145,780	143,560	141,310	137,980	134,620
151～160	152,790	149,600	146,390	144,770	142,570	140,360	136,950	133,620
161～170	151,680	148,530	145,330	143,770	141,510	139,310	136,030	132,650
171～180	150,620	147,460	144,310	142,640	140,490	138,330	135,020	131,710
181～190	149,440	146,320	143,180	141,580	139,430	137,240	133,980	130,690
191人以上	148,360	145,230	142,160	140,530	138,360	136,240	132,990	129,770

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	495,080	484,530	473,990	468,400	461,130	453,900	442,930	431,830
11～20	323,410	316,480	309,560	305,940	301,140	296,270	289,040	281,790

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	202,330	198,410	194,480	192,450	189,670	186,980	182,920	178,830
11～20	177,900	174,260	170,590	168,650	166,090	163,520	159,810	155,920

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	248,000	242,200	236,380	233,630	230,200	226,990	221,720	216,390
31～40人	229,980	224,570	219,130	216,620	213,440	210,460	205,630	200,700
41～50人	221,610	216,280	210,920	208,380	205,100	202,090	197,180	192,250
51～60	211,540	206,520	201,480	199,030	195,920	192,980	188,320	183,560
61～70	200,800	196,210	191,660	189,430	186,640	183,950	179,690	175,400
71人以上	191,670	187,320	183,020	180,930	178,210	175,640	171,520	167,420

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	231,340	226,740	222,070	219,640	216,410	213,240	208,390	203,550
31～35人	205,580	201,420	197,230	195,060	192,180	189,330	184,960	180,650
36～40人	190,350	186,520	182,690	180,660	178,010	175,380	171,390	167,420
41～50	169,220	165,800	162,370	160,600	158,210	155,850	152,250	148,700
51～60	163,660	160,370	157,040	155,360	153,020	150,710	147,200	143,740
61～70	158,440	155,190	151,980	150,290	148,020	145,780	142,400	139,070
71～80	153,240	150,110	146,990	145,350	143,140	140,980	137,660	134,410
81～90	148,070	145,030	141,960	140,390	138,250	136,140	132,940	129,760
91人以上	142,890	139,910	136,950	135,450	133,360	131,280	128,240	125,130

(3)-2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	550,350	538,570	526,750	520,610	512,390	504,170	491,910	479,490
6～10	495,530	484,960	474,380	468,890	461,530	454,160	443,120	432,050
11～15	367,290	359,240	351,030	345,720	340,330	334,930	326,710	318,570
16～20	303,900	297,110	290,350	285,930	281,350	276,830	270,080	263,270
21～25	261,270	255,450	249,580	245,800	241,830	237,890	232,060	226,230
26～30	232,580	227,780	222,890	219,640	216,390	213,240	208,390	203,550
31～35	207,340	202,960	198,630	195,690	192,830	189,920	185,520	181,230
36～40	191,340	187,310	183,320	180,580	177,960	175,280	171,270	167,310
41～50	178,300	174,500	170,700	168,110	165,600	163,100	159,300	155,490
51～60	164,050	160,570	157,130	154,830	152,500	150,200	146,720	143,310
61～70	158,710	155,360	152,000	149,740	147,480	145,260	141,860	138,540
71～80	153,560	150,260	147,000	144,770	142,580	140,390	137,080	133,850
81～90	148,340	145,150	141,980	139,830	137,700	135,610	132,410	129,240
91人以上	143,410	140,300	137,210	135,140	133,060	131,000	127,930	124,820

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	285,470	280,040	274,640	271,810	268,000	264,270	258,610	252,990
6 ~ 10	197,970	194,030	190,090	188,040	185,270	182,550	178,450	174,360
11 ~ 15	166,970	163,580	160,150	158,420	156,010	153,670	150,140	146,570
16 ~ 20	153,390	150,200	147,000	145,330	143,100	140,910	137,570	134,250
21 ~ 25	143,570	140,590	137,600	136,070	133,930	131,820	128,780	125,670
26 ~ 30	135,460	132,620	129,790	128,260	126,280	124,370	121,350	118,400

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	229,220	224,610	219,970	217,550	214,360	211,220	206,310	201,530
31 ~ 35	203,720	199,590	195,440	193,280	190,400	187,550	183,210	178,950
36 ~ 40	189,310	185,490	181,650	179,660	177,000	174,370	170,360	166,420
41 ~ 50	168,300	164,880	161,500	159,770	157,400	154,990	151,380	147,820
51 ~ 60	162,930	159,610	156,280	154,600	152,290	149,960	146,480	143,000
61 ~ 70	157,740	154,510	151,270	149,620	147,370	145,090	141,730	138,350
71 ~ 80	152,650	149,520	146,390	144,750	142,570	140,410	137,090	133,830
81 ~ 90	147,590	144,560	141,500	139,960	137,830	135,690	132,510	129,330
91人以上	142,500	139,540	136,570	135,030	132,970	130,900	127,830	124,720

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	544,830	533,070	521,250	515,140	506,930	498,860	486,580	474,230
6 ~ 10	490,170	479,630	469,050	463,520	456,230	448,950	437,990	426,940
11 ~ 15	361,780	353,980	346,150	342,060	336,660	331,230	323,010	314,980
16 ~ 20	300,530	294,020	287,520	284,110	279,600	275,100	268,300	261,490
21 ~ 25	260,400	254,760	249,120	246,210	242,240	238,270	232,450	226,510
26 ~ 30	229,280	224,650	220,030	217,530	214,360	211,200	206,340	201,530
31 ~ 35	203,730	199,620	195,460	193,340	190,440	187,550	183,210	178,950
36 ~ 40	189,320	185,520	181,670	179,720	177,040	174,370	170,360	166,420
41 ~ 50	168,350	164,930	161,520	159,800	157,390	155,020	151,390	147,820
51 ~ 60	162,920	159,610	156,300	154,590	152,280	149,970	146,480	143,000
61 ~ 70	157,770	154,530	151,280	149,640	147,370	145,120	141,740	138,350
71 ~ 80	152,670	149,540	146,390	144,760	142,570	140,380	137,110	133,830
81 ~ 90	147,590	144,560	141,500	139,970	137,810	135,680	132,520	129,330
91人以上	142,480	139,540	136,570	135,040	132,990	130,910	127,860	124,720

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	284,410	279,030	273,650	270,850	267,070	263,360	257,670	252,150
6 ~ 10	197,500	193,540	189,610	187,520	184,780	182,050	177,980	173,880
11 ~ 15	166,880	163,520	160,100	158,350	155,950	153,630	150,080	146,550
16 ~ 20	154,180	150,990	147,780	146,080	143,850	141,610	138,290	134,930
21 ~ 25	143,320	140,310	137,290	135,720	133,630	131,530	128,440	125,240
26 ~ 30	135,920	133,080	130,220	128,750	126,770	124,820	121,800	118,820

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	237,130	232,230	227,330	224,750	221,380	218,000	212,850	207,750
51 ~ 60	234,010	228,980	223,940	221,280	217,810	214,300	209,100	203,780
61 ~ 70	228,320	223,610	218,860	216,390	213,140	209,870	204,930	199,950
71人以上	223,990	219,360	214,780	212,380	209,190	206,000	201,140	196,290

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,510	15,190	14,870	14,730	14,470	14,200	13,900	13,560
31 ~ 40	12,460	12,180	11,920	11,800	11,600	11,400	11,130	10,840
41 ~ 50	9,260	9,070	8,870	8,770	8,640	8,500	8,300	8,090
51 ~ 60	8,370	8,200	8,020	7,940	7,800	7,670	7,490	7,290
61 ~ 70	7,390	7,240	7,090	7,020	6,900	6,810	6,650	6,490
71 ~ 80	6,460	6,330	6,200	6,150	6,040	5,930	5,790	5,670
81 ~ 90	5,540	5,430	5,320	5,260	5,150	5,040	4,960	4,870
91 ~ 100	4,610	4,510	4,410	4,340	4,290	4,220	4,140	4,020
101 ~ 110	4,310	4,220	4,120	4,030	3,970	3,930	3,840	3,750
111 ~ 120	3,970	3,890	3,800	3,790	3,700	3,620	3,560	3,430
121 ~ 130	3,620	3,550	3,480	3,480	3,410	3,360	3,280	3,180
131 ~ 140	3,330	3,260	3,190	3,170	3,120	3,080	2,990	2,940
141 ~ 150	3,060	2,990	2,910	2,900	2,860	2,800	2,740	2,650
151 ~ 160	2,930	2,870	2,810	2,790	2,750	2,700	2,650	2,580
161 ~ 170	2,850	2,800	2,730	2,700	2,650	2,580	2,550	2,470
171 ~ 180	2,770	2,710	2,640	2,610	2,560	2,510	2,460	2,380
181 ~ 190	2,650	2,610	2,550	2,520	2,470	2,430	2,370	2,330
191人以上	2,520	2,450	2,420	2,400	2,360	2,330	2,260	2,220

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,160	46,110	45,060	44,500	43,810	43,100	42,010	40,900
11 ~ 20	23,490	22,970	22,460	22,170	21,810	21,490	20,950	20,390

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,410	92,350	90,250	89,150	87,720	86,270	84,120	81,890
6 ~ 10	47,160	46,110	45,060	44,500	43,810	43,100	42,010	40,900
11 ~ 15	31,400	30,700	30,000	29,650	29,140	28,660	27,960	27,220
16 ~ 20	23,490	22,970	22,460	22,170	21,810	21,490	20,950	20,390
21 ~ 25	18,770	18,350	17,940	17,730	17,450	17,180	16,760	16,300
26 ~ 30	15,510	15,190	14,870	14,730	14,470	14,200	13,900	13,560

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,730	24,210	23,700	23,430	23,070	22,680	22,180	21,660

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	36,070	35,270	34,480	33,940	33,410	32,880	32,080	31,280
11 ~ 20	18,030	17,640	17,240	16,970	16,700	16,440	16,040	15,640
21 ~ 30	12,020	11,760	11,490	11,310	11,130	10,960	10,690	10,420
31 ~ 40	9,020	8,820	8,620	8,480	8,350	8,220	8,020	7,820
41 ~ 50	7,210	7,050	6,890	6,780	6,680	6,570	6,410	6,250
51 ~ 60	6,010	5,880	5,740	5,650	5,560	5,480	5,340	5,210
61 ~ 70	5,150	5,040	4,920	4,850	4,770	4,690	4,580	4,460
71 ~ 80	4,510	4,410	4,310	4,240	4,170	4,110	4,010	3,910
81 ~ 90	4,000	3,920	3,830	3,770	3,710	3,650	3,560	3,470
91 ~ 100	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,280	3,200	3,120
101 ~ 110	3,280	3,200	3,130	3,080	3,030	2,980	2,910	2,840
111 ~ 120	3,000	2,940	2,870	2,820	2,780	2,740	2,670	2,600
121 ~ 130	2,770	2,710	2,650	2,610	2,570	2,520	2,460	2,400
131 ~ 140	2,570	2,520	2,460	2,420	2,380	2,340	2,290	2,230
141 ~ 150	2,400	2,350	2,290	2,260	2,220	2,190	2,130	2,080
151 ~ 160	2,250	2,200	2,150	2,120	2,080	2,050	2,000	1,950
161 ~ 170	2,120	2,070	2,020	1,990	1,960	1,930	1,880	1,840
171 ~ 180	2,000	1,960	1,910	1,880	1,850	1,820	1,780	1,730
181 ~ 190	1,890	1,850	1,810	1,780	1,750	1,730	1,680	1,640
191人以上	1,800	1,760	1,720	1,690	1,670	1,640	1,600	1,560

(5) 看護師配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,310	45,160	44,010	43,240	42,480	41,710	40,560	39,410
11 ~ 20	23,150	22,580	22,000	21,620	21,240	20,850	20,280	19,700
21 ~ 30	15,430	15,050	14,670	14,410	14,160	13,900	13,520	13,130
31 ~ 40	11,570	11,290	11,000	10,810	10,620	10,420	10,140	9,850
41 ~ 50	9,260	9,030	8,800	8,650	8,490	8,340	8,110	7,880
51 ~ 60	7,710	7,520	7,330	7,200	7,080	6,950	6,760	6,570
61 ~ 70	6,610	6,450	6,280	6,170	6,060	5,950	5,790	5,630
71 ~ 80	5,780	5,640	5,500	5,400	5,310	5,210	5,070	4,920
81 ~ 90	5,140	5,010	4,890	4,800	4,720	4,630	4,500	4,380
91 ~ 100	4,630	4,510	4,400	4,320	4,240	4,170	4,050	3,940
101 ~ 110	4,210	4,100	4,000	3,930	3,860	3,790	3,680	3,580
111 ~ 120	3,850	3,760	3,660	3,600	3,540	3,470	3,380	3,280
121 ~ 130	3,560	3,470	3,380	3,320	3,260	3,200	3,120	3,030
131 ~ 140	3,300	3,220	3,140	3,080	3,030	2,980	2,890	2,810
141 ~ 150	3,080	3,010	2,930	2,880	2,830	2,780	2,700	2,620
151 ~ 160	2,890	2,820	2,750	2,700	2,650	2,600	2,530	2,460
161 ~ 170	2,720	2,650	2,580	2,540	2,490	2,450	2,380	2,310
171 ~ 180	2,570	2,500	2,440	2,400	2,360	2,310	2,250	2,190
181 ~ 190	2,430	2,370	2,310	2,270	2,230	2,190	2,130	2,070
191人以上	2,310	2,250	2,200	2,160	2,120	2,080	2,020	1,970

(6) 児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	53,230	51,880	50,520	49,620	48,720	47,820	46,460	45,110
11 ~ 20	26,610	25,940	25,260	24,810	24,360	23,910	23,230	22,550
21 ~ 30	17,740	17,290	16,840	16,540	16,240	15,940	15,480	15,030
31 ~ 40	13,300	12,970	12,630	12,400	12,180	11,950	11,610	11,270
41 ~ 50	10,640	10,370	10,100	9,920	9,740	9,560	9,290	9,020
51 ~ 60	8,870	8,640	8,420	8,270	8,120	7,970	7,740	7,510
61 ~ 70	7,600	7,410	7,210	7,080	6,960	6,830	6,630	6,440
71 ~ 80	6,650	6,480	6,310	6,200	6,090	5,970	5,800	5,630
81 ~ 90	5,910	5,760	5,610	5,510	5,410	5,310	5,160	5,010
91 ~ 100	5,320	5,180	5,050	4,960	4,870	4,780	4,640	4,510
101 ~ 110	4,830	4,710	4,590	4,510	4,420	4,340	4,220	4,100
111 ~ 120	4,430	4,320	4,210	4,130	4,060	3,980	3,870	3,750
121 ~ 130	4,090	3,990	3,880	3,810	3,740	3,670	3,570	3,470
131 ~ 140	3,800	3,700	3,600	3,540	3,480	3,410	3,310	3,220
141 ~ 150	3,540	3,450	3,360	3,300	3,240	3,180	3,090	3,000
151 ~ 160	3,320	3,240	3,150	3,100	3,040	2,980	2,900	2,820
161 ~ 170	3,130	3,050	2,970	2,910	2,860	2,810	2,730	2,650
171 ~ 180	2,950	2,880	2,800	2,750	2,700	2,650	2,580	2,500
181 ~ 190	2,800	2,730	2,650	2,610	2,560	2,510	2,440	2,370
191人以上	2,660	2,590	2,520	2,480	2,430	2,390	2,320	2,250

(7) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	86,090	83,900	81,720	80,260	78,800	77,340	75,150	72,960

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
看 護 師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必

	要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。

児童指導員 保 育 士	通じて定員 5 人につき 1 人。 ただし、定員 35 人以下の施設については、この定数のほか 1 人を加算する。
介 助 員	1 人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	定員 150 人未満の場合は 1 人。 定員 150 人以上の場合は 2 人。
調 理 員 等	定員 90 人未満の場合は 4 人。 以下同様に 30 人ごとに 1 人を加算する。
嘱 託 医	1 人。
児童発達支 援管理責任 者	1 人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1 人。 ただし、定員 30 人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員 3.5 人につき 1 人。
介 助 員	1 人。
看 護 師	定員 50 人につき 3 人。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	1 人。
調 理 員 等	4 人。
嘱 託 医	1 人。
児童発達支 援管理責任 者	1 人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者施設を併設する場合の職種別職員定数表

	職 員 の 定 数
--	-----------

職 種 別	本 体 施 設	併 設 施 設	
		主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____
-------------	-----	------------------------------------	-------

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設	施 設
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	場合は2人。		
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。